大阪府医師国保からのお知らせ

国民健康保険被保険者証(以下、被保険者証)の新規発行が住所変更等も含め

令和6年12月2日以降できなくなりました。

令和6年12月2日以降、マイナンバーカードの保持やマイナンバーカードの被保険者証利用登録状況により「資格確認書」か「資格情報のお知らせ(資格情報通知書)」(以下、資格情報のお知らせ)のどちらかを交付する事となります。

但し、現在交付済の「被保険者証」は、記載の有効期限までは使用可能です。

従いまして、現在被保険者証をお持ちの方には、現時点では住所変更等や紛失等の場合等を除き「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」は発行いたしません。(令和7年11月1日にて発行予定)

住所変更等や紛失等の再交付は、「被保険者証」ではなく、「資格確認書」か「資格情報のお知らせ」の交付 となります。

【令和6年12月2日以降当組合より交付するもの】

マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードを取得していても、マイナンバーカードを被保険者証としての利用登録をされていない方等は、医療機関等に受診する際に必要な「資格確認書」を、マイナンバーカードを被保険者証としての利用登録をしている(マイナ保険証)方には「資格情報のお知らせ」を当組合から交付します。

マイナンバーカードを	持っている		持っていない
マイナ保険証登録を	している	していない	↓
	資格情報のお知らせ	資格確認書	資格確認書
当組合より交付	* 医療機関での受診に	* 被保険者証と	* 被保険者証と
	は使用不可	同じ扱い	同じ扱い

【令和6年12月2日以降の医療機関受診時について】

注:受診時には、従来通り高齢受給者証、国民健康保険限度額適用認定証等も併せて提示願います。

〇医師国保の「**被保険者証**」を**お持ち**の方

マイナンバーカードを	持っている		持っていない
マイナ保険証登録	している	していない	\downarrow
医療機関等受診時	被保険者証 又は マイナ保険証 (注 1)	被保険者証	被保険者証

注1:マイナ保険証で受診される場合は窓口でのエラー等が発生した場合に対応できるよう、医師国保の「被保険者証」も持参してください。

○医師国保の「被保険者証」をお持ちでない方

マイナンバーカード	持っている		持っていない
マイナ保険証登録	している	していない	\downarrow
医療機関等利用時	マイナ保険証 と 資格情報のお知らせ (注 2)	資格確認書	資格確認書

注2:マイナ保険証で受診時に窓口でのエラー等が発生した場合に対応できるよう、 医師国保発行の「資格情報のお知らせ」も持参してください。 また、「資格情報のお知らせ」のみでの医療機関等の受診はできません。 必ず「マイナ保険証」を持参してください。

【オンライン資格確認による情報連携について】

オンライン資格確認のための資格情報連携用情報登録には時間を要する事があります。(例:新規取得の場合、資格取得日が確定してからの登録となる事等)

マイナ保険証での受診時に資格情報が反映されていない場合がありますのでご承知願います。

【マイナンバーカードの被保険者証としての利用登録を解除されたい場合】

登録解除は加入している医療保険者で行う事とされており、解除する事も可能です。ご希望される場合は当組合へ届け出て頂く事になります。

【住所変更の届出等について】

住所変更等をされた場合、マイナンバーカードの住所が変わっても自動的には変更されません。 必ず当組合への届出が必要ですのでご留意願います。